

韓国知的財産ニュース 2021年7月前期

(No. 442)

発行年月日：2021年7月20日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、7月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 発明振興法施行令の一部改正令(案)立法予告(特許庁公告第2021-191号)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「炭素素材における知的財産戦略のフォーラム」を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 新型コロナで疲れた心、伴侶動物・植物で癒しましょう！
- 4-2 「チョコパイ」が誰でも使えるようになった理由は？

その他一般

- 5-1 医療機器分野における特許出願の増加率、全体の平均より3.6倍高い
- 5-2 上半期の知的財産出願12.3%増、2021年に初めて60万件を突破する見通し

法律、制度関連

1-1 発明振興法施行令の一部改正令（案）立法予告（特許庁公告第 2021-191 号）

電子官報（2021.7.14.）

特許庁公告第 2021-191 号

「発明振興法施行令」の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に事前にお知らせし、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

2021 年 7 月 14 日

特許庁長

「発明振興法施行令」の一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

公共研究機関が職務発明に対する権利を放棄する場合、潜在性のある特許が死蔵される問題があり、それを従業員に通知して、譲り受けることができるようにする等の内容に「発明振興法」が改正（法律第 18094 号、2021 年 4 月 20 日公布、10 月 21 日施行）され、公共研究機関が職務発明に対する権利を放棄することで従業員に通知をしなければならない時期及び従業員が職務発明の承継可否を知らせる期間等、施行令に委任した内容を規定する。それと共に、産業財産権診断機関の指定及び指定取消業務の効率化のために韓国特許戦略開発院に委託して実施するための根拠を設けようとするものである。

2. 主要内容

イ. 公共研究機関が公共の利益のために職務発明に対する権利を放棄する必要があると認める場合を具体化（案第 7 条の 3 新設）

- 1) 改正法は、従業員等に権利を譲渡せず、公共研究機関が公共の利益のために特別に職務発明に対する権利を放棄する必要があると認める場合を施行令で定めるように委任
- 2) 国民の生命、健康等を保護し、国や公共の安全と秩序を維持するために、該当の職務発明が非商業的に広く実施される必要があると判断される場合、職務発明に対する権利を放棄することができる
- 3) その他の公共研究機関が発明振興法第 17 条に基づいた職務発明審議委員会の審議を経て、公共の利益のために特別に職務発明に対する権利を放棄する必要があると決定する場合、職務発明に対する権利を放棄することができる

ロ. 公共研究機関が職務発明に対する権利を放棄する際に、従業員等に通知しなければな

らない期間を権利の進行段階別に具体化（案第7条の4新設）

- 1) 改正法は、職務発明に対する権利を放棄しようとする公共研究機関の長が従業員等はその事実を通知しなければならない期間を施行令で定めるように委任
- 2) 放棄される職務発明の権利段階に応じて、国内又は国外に最初に出願する前に放棄する場合、公共研究機関が職務発明を承継した日から6ヶ月以内に通知するように規定
- 3) 国内出願後、国外で特許等を受けることができる権利を放棄する場合、「工業所有権の保護に関するパリ条約」第4条により、優先権を持つ期間の最終日から2ヶ月前、又は「特許協力条約」第3条による国際出願後、同条約第39条第1項に基づいて選択官庁に対する国際出願の写本と所定の翻訳文を提出しなければならない期間の最終日から2ヶ月前に通知するように規定
- 4) 国内又は国外に登録されている特許などを放棄する場合、次の特許料の納付期間の最終日から2ヶ月前に従業員などにその事実を通知しなければならないと規定し、通知すべき期間を明確にする

ハ. 公共研究機関による権利放棄の通知を受けた従業員等が職務発明の承継意思を通知しなければならない期間を規定（案第7条の5新設）

- 1) 改正法は、従業員等が職務発明に対する権利を譲り受ける意思を公共研究機関の長に報告しなければならない期間を施行令で定めるように委任
- 2) 従業員等は、職務発明に対する権利放棄の通知を受けた日から1ヶ月以内に権利を譲り受ける意思を公共研究機関の長に文書で通知しなければならない

二. 韓国特許戦略開発院に産業財産権診断機関の指定及び指定取消に関する業務を委託する根拠を新設（案第27条第3項新設）

- 1) 発明及び産業財産権に対する総合的な動向調査と分析を実施する産業財産権診断機関が大幅に拡大されたことにより、書類審査、運営実態点検等の管理・監督の業務量が増大し、産業財産権診断機関の指定及び指定取消業務を委託する必要がある
- 2) 2020年までは唯一な産業財産権診断機関であり、診断機関の業務に対する専門性を持っている韓国特許戦略開発院に、産業財産権診断機関の指定及び指定取消業務を委託することで、業務の効率化を図る

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2021年8月23日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通じて、オンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際に理由を明示）

ロ. 姓名（機関・団体の場合、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

- 一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1806 号（郵便番号：35208）
- 電子郵便：jylee601@korea.kr
- ファックス：042-472-1406

4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁のウェブサイト(www.kipo.go.kr)の「立法予告」を参考するか、又は産業財産活用課（電話：042-481-5154、ファックス：042-472-3464）にお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 特許庁、「炭素素材における知的財産戦略のフォーラム」を開催

韓国特許庁（2021.7.7.）

素材イノベーションに向けた産・学・研の協力および意見交換

韓国特許庁は韓国炭素産業振興院とともに未来の自動車（電気自動車、水素自動車）を革新する炭素素材における知識財産戦略のフォーラムを7月7日（水曜）14時に大田の国際知識財産研修院で開催すると発表した。

今回のフォーラムは、電気自動車、水素自動車などの未来の自動車産業におけるイノベーションをけん引する炭素素材分野において、知的財産基盤の素材を開拓するために産・学・研・官が協力し、意見交換をする場として設けられた。

当日の行事には、特許庁の化学生命技術審査局長、韓国炭素産業振興院の企画調整室長、The Carbon Studioの代表など、炭素素材に関わる産・学・研の専門家が参加する。

「炭素素材」は、韓国が未来の有望産業として掲げている電気自動車、水素自動車、二次電池、宇宙・航空などのさまざまな産業に適用される先端素材であり、最近、その需要が高まっている。

そこで特許庁は、継続的に関連業界からの意見をヒアリングし、産業の観点からの審査革新事業、品目別統計事業などを通じて、現場に合わせた審査基準を確立する一方、素材分野における知財権の競争力を強化するために取り組んでいる。そして、今回のフォーラム

では業界、学界、研究所の専門家が集まって、炭素素材におけるイノベーションの推進策について模索する予定である。

当日、特許庁は「二次電池用電極素材/水素貯蔵タンク用炭素素材の特許分析結果」、韓国炭素産業振興院は「炭素素材における産業支援専門機関の活動」、The Carbon Studio は「燃料電池分野における炭素素材の役割」について紹介する。

また、今回のフォーラムをきっかけに、特許庁は炭素素材の特許動向および分析結果を継続的に業界に共有し、政府、大・中小企業や研究者との間の有機的な協力を通じて、炭素素材産業の育成を積極的に支援することにした。

特許庁の化学生命技術審査局長は、「炭素素材は未来の新産業の基幹となる重要な先端素材であり、特許権の確保が何より重要である」とし、「今後も関連特許情報を持続的に提供するとともに、速やかな権利化で企業を支援していく計画である」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 新型コロナで疲れた心、伴侶動物・植物で癒しましょう！

韓国特許庁（2021.7.5.）

伴侶動物・伴侶植物用品のデザイン出願が前年に比べて3%増

伴侶動物・植物と生活する人口が1,500万人（注1）を迎えようとしている。新型コロナの影響で家に滞在する時間が増え、精神的な癒しを得ようとするために、一緒に暮らせる伴侶動物・植物への関心も高まっている。それによる関連用品の需要も増加し、用品のデザイン出願も活気を帯びている。

韓国特許庁によると、伴侶動物・植物に関する用品のデザイン出願がここ6年間、年平均で21%増加したことが分かった。特に新型コロナの影響で、2021年における伴侶動物用

品の出願は前年比約 34%増加し、伴侶植物用品の出願は、前年比約 30%と著しく増加した。

※（伴侶動物に関連するデザイン）2019年 712 件→2020年 953 件出願（34%増）
（伴侶植物に関連するデザイン）2019年 288 件→2020年 374 件出願（30%増）

伴侶動物を家族のように思う文化が定着しており、養子縁組、飼育（外出、保護）、死後（葬儀）のライフサイクル全般を管理するために、インキュベーターから骨壺までの細分化された用品が出願されている。

服、アクセサリなどの着用品の出願は、前年比約 61%増加した。そのうち認識票は、動物登録制（注 2）が義務化され、すでに養子縁組段階の必須品となって久しい。認識票は名札、飼い主の情報が含まれているマイクロチップを埋め込む方式、または位置および生体情報、感情まで測定するスマート首輪など、さまざまな形で出願されている。

飼育段階では、健康管理用品の出願が目立った。車椅子、プロテクター、投薬器のような医療器具を含む飼育用品は、前年比 2 倍以上増加した。

住宅、餌、ケア用品も健康増進のためのデザインが増加した。足の圧力を測定して関節の健康を診断するクッション、食習慣をリモートで管理する給餌器、動物の動きに反応して運動させる玩具などがその例である。

葬儀用品（棺、骨壺、死装束）も前年比約 55%増加し、死後段階の管理に対するニーズが反映されたと解釈される。

伴侶植物も伴侶動物と同様に、情緒的交流ができる対象という認識が拡大し、伴侶植物に関連する用品のデザイン出願も増加している。

植木鉢類は、前年比約 36%増加した。特に、植物の健康状態を表示し、生育環境を制御するスマート植木鉢のデザイン出願が増加した。

スマート植木鉢のほか、組立型の植木鉢、垂直ガーデン用の植木鉢、吊り下げ植木鉢など、多様なデザインが出願されており、照明や空気清浄機が付いた機能融合型の植木鉢も注目を浴びている。

栽培環境を自動で調節する植物栽培機などは前年比約 44%増加し、家の中に食べられる庭（注3）を造成できる用品の種類も増えている。

照明と水やり、温度・湿度調節部が結合された栽培機容器の中に種子、土壌、肥料を混ぜた種の塊を入れるか、水耕栽培で家の中で簡単に植物を栽培できる形の製品が出願されている。

特許庁の審査官は、「伴侶動物や植物と一緒に暮らす人口の急増により、新型コロナ後も伴侶動物・植物用品への需要は持続的に増加すると見込んでいる」とし、「大手企業の参入によりプレイヤーが多様化し、新たな技術が組み合わさった伴侶動物・植物用品のデザイン出願が続くと予想される」と述べた。

（注1）2021年韓国伴侶動物報告書、KBグループ経営研究所：2020年末、韓国において伴侶動物を飼う「伴侶世帯」は604万世帯で、全世帯の29.7%、伴侶人口は1,148万人と推定。

（注2）動物の遺失・遺棄防止と疾病管理のために登録対象動物を登録する制度、2014年から全国的に義務化された。

（注3）Edible Garden：食べられる葉菜類、果菜類、ハーブなどを育てる庭果菜類

4-2 「チョコパイ」が誰でも使えるようになった理由は？

韓国特許庁（2021.7.8.）

商品名と区別できない商標の場合、商標権が無効になる可能性も

*チョコパイという言葉を知ると丸いパンの生地にチョコレートをコーティングし、マシュマロを挟んだ形のお菓子を思い出す。元々チョコパイは、新しく発売されたお菓子の商標だったが、競合他社がチョコパイの名称を商品名として使用した時、適切に対処しなかったため慣用商標になってしまった。

*2021年5月、有名な製薬会社は、マスコミの方に協力依頼文を送った。依頼文を通じて、「最近、韓国国内の製薬会社が紛争している医薬品の名称は『ボトックス』ではなく『ボツリヌストキシン』である」と説明し、「今後それに関連する報道には、この名称を使用すること」を要請した。

韓国特許庁は5日に、商標の慣用商標化を防ぐため、商標権者に細心の注意を払うことを呼びかけていると発表した。

商標の慣用商標化は、特定人の商標をその業界の他社や消費者が自由に使用した結果、商標が有名になりすぎて、その商品自体を指す言葉になった現象を意味する。

そうなるとう商標は、もはや商品が誰のものかを表示することができなくなり、商標としての価値を失う。さらに、商標を登録したとしても商標権を主張することができなくなる可能性もある。

「商標の慣用商標化事例」

グルダック（激辛鶏）は、2000年に商標登録された「商標」であった。しかし、2004年にグルダックが大人気になり人々はグルダックを辛い鶏料理だと思い始めるようになったが、商標権者は積極的に対処しなかった。

その後、グルダックの商標権紛争が起きた際に裁判所は、グルダックはすでに料理の名前として認識するようになって慣用商標化されており、従って、グルダックを使用した他社が商標権を侵害したとは認められないと判決（2008年4月24日宣告2007ホ8047判決）した。

それ以外にもマジックブロック、ドライアイス、アップストア、ヨーヨーなどが商標の慣用商標化の事例でとして挙げられる。

このように、新しい類型の商品に使用される商標の場合、慣用商標になる可能性がより高い。消費者は、新しくて慣れない商品を商品名ではない商標で呼ぶ傾向があるからである。

商標の慣用商標化を防ぐためには、商標権者が商標と商品名を明確に区分できるよう、商標を積極的に管理することが重要である。

まず、他人が無断で商標を商品名のように使用する場合、直ちに商標権侵害の禁止を請求し、必要に応じて侵害による損害賠償を請求することで、他社による無分別な商標使用を制止しなければならない。

それと同時に、消費者やマスコミが商標を商品名のように使用する場合、持続的な広報により、該当の名称が商標であるという事実と別途の商品名を消費者やマスコミに知らせることも重要である。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「新しい類型の商品が急増しており、商標が商品名と誤認される可能性も高まっている。そのため、それに対する商標権者の管理がこれまで以上に重要になっている」と説明し、「商品名と商標を明確に区別するように商標を積極的

に管理することは、自らの商標を守る一番大事なことであるため、商標権者はそれに注意する必要がある」と述べた。

その他一般

5-1 医療機器分野における特許出願の増加率、全体の平均より 3.6 倍高い

韓国特許庁 (2021. 7. 1.)

新型コロナウイルスの影響で医療機器の研究開発が加速化

最近、保険医療のパラダイムが少子高齢化、予防・健康管理中心に変化しており、コロナ禍により K-防疫への関心が高まっているため、医療機器の特許出願が爆発的に増加している。

韓国特許庁によると、全体特許出願における増加率は、ここ 10 年間 (2011~2020 年) において年平均 2.2% であり、医療機器分野における特許出願の増加率は、年平均 8.0% という著しい増加傾向を示している。特に 2020 年は、新型コロナウイルスの影響により医療機器分野における特許出願が前年比 15.8% と大幅に増加し、K-防疫成功の原動力となっている。

※医療機器分野における特許出願の年平均増加率 : 8.0% [(2011 年) 6,633 件 → (2020 年) 1 万 3,217 件]

一方、韓国医療機器産業協会によると、ここ 10 年間 (2010~2019 年)、韓国国内における医療機器産業市場規模の年平均成長率は 8.0% である。また、2019 年は前年に比べて 14.5% 増加し、特許出願の増加率とほぼ同じであると分析され、医療機器における産業活動が特許出願につながったことが分かった。

※医療機器の市場規模 : (2010 年) 3 万 9,027 億ウォン → (2018 年) 6 万 8,179 億ウォン → (2019 年) 7 万 8,039 億ウォン

ここ 10 年間の特許出願を詳細分野別 (※) に見ると、手術用メス、カテーテルなどの伝統的な医療機器である外科治療機器分野が 1 万 3,534 件で最も多いが、同期間における増加率を見ると医療情報機器分野が年平均 19.7% で最も高い。

医療情報機器分野には、患者記録管理から健康管理アプリケーション、遠隔診療プラットフォームにおける医療情報を取り扱う品目が含まれており、スマートヘルスケアおよびビッグデータ、人工知能など、第四次産業革命技術を取り入れた医療機器の技術開発トレンドが反映されて、特許出願が高い増加率を示していると見て取れる。

2020年だけを見ると、新型コロナウイルスに関わる診療補助装置（140.0%）、麻酔呼吸機器（58.8%）、医療情報機器（42.7%）分野の爆発的な増加率に支えられ、全体の出願が大幅に増加した。これは、その分野に属する消毒殺菌器、呼吸補助具、非対面遠隔診療に関連する出願が急増したからである。

出願人を見ると、ここ10年間、韓国人が78.6%、外国人が21.4%を占めており、韓国入出願の割合は2011年74.8%から2015年77.8%、2020年82.1%に増え、医療機器分野における韓国人出願の割合が持続的に高まっていることが分かった。

最多出願人は、ここ10年間、計2,316件を出願したサムスン電子であり、14の細部分野のうち、画像診断、生体計測、リハビリ補助、医療情報分野で1位を占めた。また、中堅企業のソウルバイオシス、ボディフレンド、オステムインプラントは、それぞれ診療補助装置、治療補助、歯科機器分野で、中小企業のMEK ICS、Intro Medicは、それぞれ麻酔呼吸、医療用内視鏡分野で1位を占めた。

特許庁医療技術審査課の審査官は、「従来のデジタルトランスフォーメーションに相まって、新型コロナウイルスの拡散が医療機器研究開発の活性化に影響を与えたと判断される」とし、「韓国の医療機器における産業競争力が知的財産とともに強化することを希望している」と述べた。

5-2 上半期の知的財産出願 12.3%増、2021年に初めて60万件を突破する見通し

韓国特許庁（2021.7.14.）

新型コロナウイルスの拡散という厳しい状況にも関わらず、2021年の韓国国内における知的財産（※）出願は、中小・ベンチャー企業を中心に、その勢いを増していることが分かった。

※特許、実用新案、デザイン、商標を含む

韓国特許庁は、2021年上半期の韓国国内における知的財産出願件数が計284,135件で、前年同期に比べて12.3%増加したと発表した。

これは、2020年の9.1%より3.2ポイント（※）高い数値で、新型コロナウイルスによる厳しい経済状況の中でも知的財産に対する韓国企業の関心と積極的な活動が2021年も続いていると見て取れる。

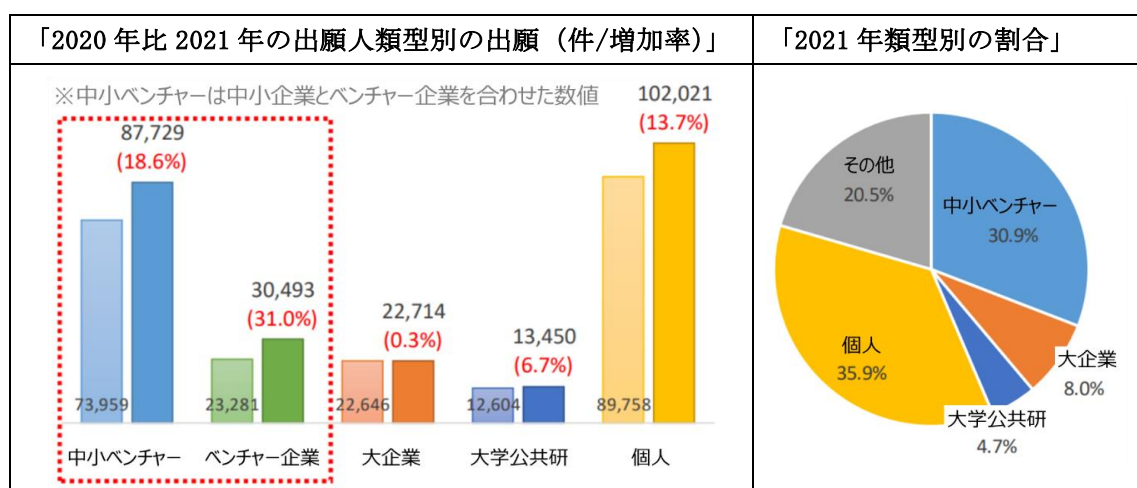
※2020年上半期の出願増加率（4.5%）と比較すると、7.8ポイント高い数値。（2020年上半期の増加率は4.5%、全体の増加率は9.1%）

権利別に見ると、商標が14万3,652件で18.9%という飛躍的な上昇を見せており、特許も10万6,657件で7.4%という高い増加率を記録した。

出願人の類型別に見ると、中小・ベンチャー企業が全体の知的財産出願の増加をけん引するイノベーションのリーダーであることが分かる。

2021年上半期の中小・ベンチャー企業における知的財産出願は計8万7,729件で、前年同期に比べて18.6%増加し、増加率では、ここ20年間（2001～2021年）の最高値に該当する。

同期間の大企業（0.3%）、大学・公共研究機関（6.7%）、個人（13.7%）と比較すると、非常に高い数値であることが分かる。

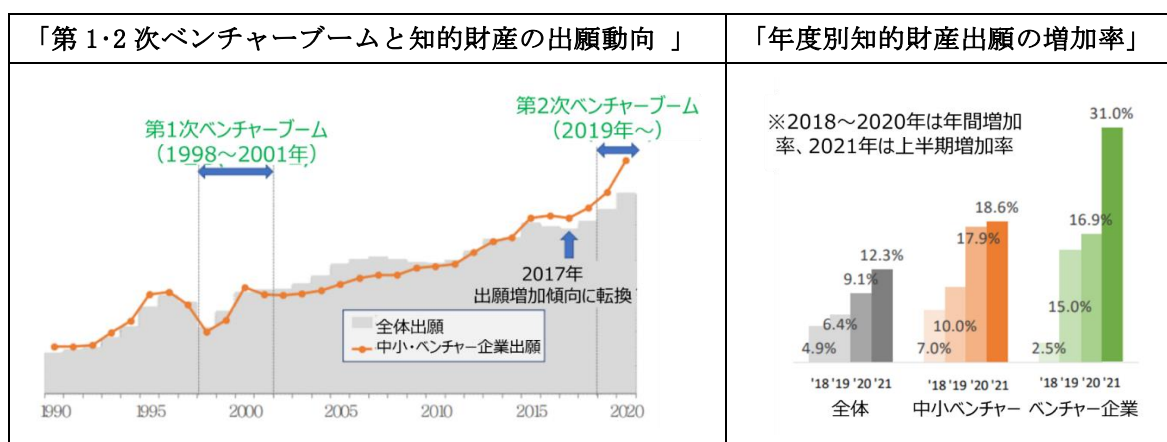


特に、ベンチャー企業は計3万493件を出願し、全体平均（12.3%）に比べて3倍に近い31.0%の増加率を示すなど、最も注目すべき成果を出している。

このように活発なイノベーション活動を傍証する出願ブームには、韓国政府の知的財産およびベンチャー企業を中心にした政策基調の一助があったと評価される。

政府は、IP 金融、第 2 次ベンチャーブームの実現など、知的財産の競争力を確保するとともに、ベンチャー企業を集中的に育成するために、さまざまな支援政策を推進してきた。

その結果、減少傾向であった知的財産の出願が 2017 年を基点に増加傾向に転換され、増加幅も毎年拡大されるなど、知的財産の活動が急激に反騰する様相を見せている。



特許庁長は、「今のような傾向が続けば、2021 年に初めて知的財産出願 60 万件を突破できると見られ、そうすると 2019 年 50 万件を達成してから、2 年ぶりに成し遂げる大きな成果になる」とし、「このような出願の増加傾向は、危機に屈しない韓国の中小・ベンチャー企業のしっかりとしたイノベーション能力に基づいた、韓国経済の安定的な回復への兆しであると解釈している」と述べた。

※2003 年 30 万件→2013 年 40 万件（10 年経過）→2019 年 50 万件（6 年経過）

また、「特許庁は知的財産の価値に対する社会的な認識がさらに広がり、韓国の中小・ベンチャー企業が強力な技術競争力を確保することができるように関連施策を積極的に推進する」とコメントした。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム